

新居浜市難聴者協会会則

名 称

第1条 本会は、新居浜市難聴者協会という。

事務局

第2条 本会の事務局は、新居浜市庄内町1-14-18 新居浜市障がい者福祉センターに置く。

目 的

第3条、本会は、難聴者の自立更生の促進と福祉の向上をめざすと共に、社会参加と社会的地位の向上を図ることを目的とする。

活 動

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 難聴者の親睦・交流・情報交換を図り、自立更生の促進と福祉の向上を図る。
- (2) 専門医などの聴覚障がいに関する講演、補聴器に関する事項
- (3) 難聴者の聴こえを支援する要約筆記団体（者）との情報交換
- (4) 外部団体との情報交換
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

会 員

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同する者をもって構成する。入会の場合は、入会届を会長に提出する。また、会員が退会する場合は、会長にその旨を伝える。

役 員

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 会 計 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |

役員の仕事

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 会長は、会を統括する。
- 副会長は、会長を補佐する。
- 事務局長は、会の事務的業務を担当する。
- 会計は、会の会計を担当する。
- 監査は、会計監査を担当する。

役員を選出・任期

第8条 本会の役員は、会員の互選により選出する。

- (1) 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 欠員が生じた場合、補欠として選任された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

役員会

第9条 本会に役員会を置く。役員会は、会長、副会長、事務局長、会計及び監査で構成し、必要の都度会長が招集する。

顧問

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が役員会に諮り決する。

会費

第11条 本会の会費及び収入は、次による。

(1) 会員の会費

会費は年2000円とする。

10月から翌年3月の間に入会した場合、会費は1000円とする。会費は退会する場合、返却しない。

(2) 寄付・補助金

(3) その他の収入

会計年度

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

定期総会・臨時総会

第13条 決議機関として定期総会を置く。

なお、必要によって臨時総会を開くことができる。

(1) 定期総会は、会員で構成し、会長が年1回招集する。

(2) 総会は、委任状を含め過半数の出席で成立する。

(3) 総会の議長は出席者の中から互選により選出する。

(4) 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

(5) 臨時総会は、会員の3分の2以上の要求がある場合、また会長が特に必要と認めた場合に開催する。

総会提案事案

第14条 総会は、以下の事案について審議し、決議する。

(1) 予算の編成

(2) 決算の承認

(3) 活動計画の策定

(4) 活動報告の承認

(5) 役員を選任・解任に関する事項

(6) 外部団体への加入・脱退

(7) 本会則の改廃に関する事項

(8) 3分の2以上の会員から提出された議案

附 則 (1) 本会則は、令和3年4月1日より施行する

(2) これまで、本会の名称を愛媛県難聴者協会新居浜支部としていたが、これを本会則によって新居浜市難聴者協会と改称する。(平成28年6月26日)